

保安林の皆伐限度公表と申請書の提出先

皆伐限度公表

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、毎年度保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の規定により許可をすべき皆伐面積の限度を年 4 回（2/1、6/1、9/1、12/1 で、土日にあたる場合は、翌日または翌々日）長崎県公報により公表しています。

◎令和 8 年度第 3 次保安林皆伐許可面積の公表

令和 8 年度において 3 次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

長崎県知事 平 田 研

令和 8 年度における第 3 次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位と された保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源かん養保安林	235. 50	83. 00	318. 50
多良地区 水源かん養保安林	211. 00	162. 43	373. 43
雲仙地区 水源かん養保安林	47. 00	278. 44	325. 44
県北地区 水源かん養保安林	117. 00	56. 04	173. 04
平戸地区 水源かん養保安林	24. 00	9. 00	33. 00
福江島地区 水源かん養保安林	203. 91	81. 00	284. 91
奈留島地区 水源かん養保安林	17. 00		17. 00
若松島地区 水源かん養保安林	42. 00		42. 00
中通島地区 水源かん養保安林	54. 00		54. 00
上県地区 水源かん養保安林	265. 84	54. 00	319. 84
下県地区 水源かん養保安林	243. 00	58. 49	301. 49
西彼地区 土砂流出防備保安林	165. 47		165. 47
多良地区 土砂流出防備保安林	215. 60		215. 60
雲仙地区 土砂流出防備保安林	88. 28	8. 00	96. 28
県北地区 土砂流出防備保安林	103. 00	1. 00	104. 00

平戸地区 土砂流出防備保安林	42. 00	1. 00	43. 00
福江島地区 土砂流出防備保安林	218. 00	12. 00	230. 00
中通島地区 土砂流出防備保安林	89. 00	1. 00	90. 00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	2. 00		2. 00
若松島地区 土砂流出防備保安林	39. 00		39. 00
壱岐地区 土砂流出防備保安林	0. 72		0. 72
上県地区 土砂流出防備保安林	99. 00		99. 00
下県地区 土砂流出防備保安林	64. 60	15. 00	79. 60
多良地区 土砂崩壊防備保安林	0. 12		0. 12
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0. 06		0. 06
中通島地区 防風保安林	1. 00		1. 00
西彼地区 干害防備保安林	32. 04	50. 00	82. 04
多良地区 干害防備保安林	12. 64	6. 00	18. 64
雲仙地区 干害防備保安林	27. 00		27. 00
県北地区 干害防備保安林	35. 00	3. 50	38. 50
平戸地区 干害防備保安林	16. 00		16. 00
福江島地区 干害防備保安林	8. 00	62. 00	70. 00
中通島地区 干害防備保安林	23. 00		23. 00
上県地区 干害防備保安林	37. 00	15. 00	52. 00
下県地区 干害防備保安林	156. 02	62. 00	218. 02
県下一円 保健保安林	108. 00	9. 00	117. 00

限度公表に係る手続きと伐採のスケジュール

限度公表に従い、立木の伐採をしたい方は、伐採許可申請書を各公表日から申請期間内までに保安林の所在地を管轄する申請書提出先へ提出して下さい。

なお、伐採許可申請書については、下記からダウンロードできます。

ホーム→ 電子申請 → 電子申請システムはこちらから → 申請書ダウンロード → 保安林で検索

また、今年度中に電子申請のリニューアルに伴いオンライン申請となる予定です。

許可申請スケジュール（皆伐限度面積の公表と伐採許可申請時期および伐採可能期間）

伐採年度 公表日	前年度		令和8年度												翌年度
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
前年度分 12月1日公表	伐採可能期間														
令和8年度分 2月1日公表 (1回目)	【申請】 公表日から 30日間														
令和8年度分 6月1日公表 (2回目)					【申請】 公表日から 30日間										
令和8年度分 9月1日公表 (3回目)							【申請】 公表日から 30日間								
令和8年度分 12月1日公表 (4回目)											【申請】 公表日から 30日間				
翌年度分 2月1日公表													【申請】 公表日から 30日間		伐採可能期間

注1 上記公表日が県の機関の閉庁日の場合は、翌開庁日となります。

注2 公表は、長崎県公報に掲載（告示）して行います。長崎県公報は、長崎県ホームページにも掲載されます。

ホーム→県政情報→県の条例・公報 県の条例公報のサイトへ→総務文書課 長崎県公報

申請書の提出先

保安林の所在場所	申請書の提出先
長崎市、諫早市、大村市、西海市 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、 波佐見町	県央振興局 森林土木課 森林管理班 住所：〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 電話：0957-22-0201
島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局 林務課 森林土木班 住所：〒855-8501 島原市城内 1-1205 電話：0957-63-5073
佐世保市、平戸市、松浦市 小値賀町、佐々町	県北振興局 森林土木課 森林土木班 住所：〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25 電話：0956-22-1776
五島市 新上五島町	五島振興局 林務課 森林土木班 住所：〒853-8502 五島市福江町 7-1 電話：0959-72-2094
壱岐市	壱岐振興局 農林整備課 林務班 住所：〒811-5215 壱岐市石田町石田西触 1290 電話：0920-48-5211
対馬市	対馬振興局 森林土木課 森林土木班 住所：〒817-8510 対馬市厳原町国分 1441 電話：0920-52-5474